

第2回昭島市地域福祉計画審議会 議 事 要 旨

1 開催日時

令和5年2月15日(水) 午後6時30分～午後8時10分

2 開催場所

昭島市役所市民ホール

3 出席者

(委員)

福島会長、蓮村副会長、安倍(弘)委員、安倍(文)委員、新井委員、岩田委員、栗原委員、
田口委員、中島委員、山片委員

(欠席)

日恵野委員、山科委員

(事務局)

青柳保健福祉部長、山崎福祉総務課長、梶芳福祉総務課福祉総務係長、加藤福祉総務課福祉
総務担当係長、田口福祉総務課福祉総務係主任

4 議事次第

1 開 会

2 議 題

- (1) 第1期計画基本指標(各個別計画)の実施状況について
- (2) 市民アンケート調査結果の概要等について
- (3) 第2期計画案(第1章～第2章)について
- (4) 第2期計画施策体系の構成案について

3 その他

4 閉 会

5 説明資料

資料1 昭島市域福祉計画(令和元年度～5年度)の基本指標の実施状況について

資料2 基本指標における各個別計画の進捗状況について

資料3 市民アンケート調査結果(速報値)の概要等について

資料4 第2期昭島市地域福祉計画(案)

資料5 施策体系の構成案について

資料6 令和5年度 昭島市地域福祉計画審議会開催予定

1 開 会

2 議 題

(1) 基本指標（各個別計画）の実施状況について

事務局より資料1・2に基づき説明

質疑なし

(2) 市民アンケート調査結果の概要等について

事務局より資料3に基づき説明

新井委員 回答者の状況は資料に記載のあるとおりだと思うが、調査票を送付した割合は年齢構成割合と同じなのか。

事務局 第1回の審議会においても、高齢者からの回答が多くなるのではないかと懸念に関するご意見を賜りましたが、アンケート調査業務の委託業者へも確認をする中で、3,000人を対象とした標本調査では、現状の人口の割合から偏ることがないように調査対象者（3,000人）を抽出する必要があるとのことでした。このことにより、基準日時点の年代別の人口状況から3,000人を案分抽出し調査票を送付いたしました。

山片委員 報告書には、年代別の配布数と回答数を記載する予定はあるのか。

事務局 報告書には、年代別の配布数と回答数を記載する予定で考えている。

中島委員 資料3の調査割合から、民生委員・児童委員の役割の認知度が低いことやヤングケアラーという言葉の意味の認知度が高いことに驚いている。また、災害時の対策についても、防災訓練の参加状況や避難場所の把握などの結果についても興味深く拝見させていただいた。今後は、このアンケート調査結果を踏まえた施策の検討が必要であると感じている。

事務局 今後、具体的な施策を検討するにあたり、アンケート調査結果も考慮するなかで検討していきたいと考えている。

山片委員 日頃、成年後見制度の仕事に携わっているが、成年後見制度の認知度が低い結果について非常に残念だと感じている。また、ヤングケアラーという言葉の意味の認知度が高いことの要因の一つはマスコミの力もあるのではないかと感じているが、成年後見制度の周知・啓発にも努めていきたいと感じている。

福島委員 前回の市民アンケート調査と同様の設問項目がある場合は、前回の数値と比較できるようにしていただきたいと考えるがいかがか。

事務局 検討させていただく。

(3-1) 計画案（第1章～第2章）について

事務局より資料4（2ページ～11ページ）に基づき説明

福島会長 9ページに記載のある「その他 市の関連計画」との関係について、連携との記載があるが、市の他の計画と具体的にどのように連携をしているのか。また、どのような連携を予定しているのか。

事務局 その他の市の関連計画との具体的な連携手法のご質問ですが、確かに具体的な連携手法などの記載は難しいと考えています。現状、市の業務は、地域福祉施策に限らず、様々な施策の実施に当たっては、1つの課や1つの分野だけで対応が完結するものは難しくなっており、他のセクションとの連携や協働して対応することなども求められている。そのようなことから、地域福祉施策に関連する計画や関係のある計画との連携が必要であるという意味も含めて記載をさせていただいている。

山片委員 今年度より、昭島市社会福祉協議会で実施している成年後見制度の推進機関については、中核機関として位置付けています。成年後見制度の利用を検討する際には、同制度の利用が必要となる背景や家族の状況などの説明を受けており、専門職を交える中で様々なケースの申し立て等について検討しています。その際には、8050問題、ひきこもりや障害、虐待など成年後見制度の枠組みだけでは解決することができないことも多くあり、各種制度とのさらなる連携が必要であると感じている。

福島会長 地域福祉施策の推進には、地域福祉計画の施策を展開することで、住民同士の支え合いの取組につながることや、例えば自殺者を少なくすることにもつながることもあるのではないかと感じている。

中島委員 連携に関して、行政の業務はどうしても縦割りにならざるを得ないと感じているが、複数の職場で対応する必要がある事案等に関しては、関連する部署との協議を重ねることも必要であると感じている。

安部（弘）委員 社会福祉協議会では、現在、地域福祉活動計画を策定しているが、9ページにも記載があるとおり、昭島市の地域福祉施策の推進に向けては、社会福祉協議会としても地域福祉活動計画にある施策を推進することが必要であると認識している。また、この地域福祉計画と地域福祉活動計画と連携することも非常に大切なことであると考えている。

（3-2） 計画案（第1章～第2章）について

事務局より資料4（12ページ～23ページ）に基づき説明

新井委員 18ページの子ども家庭支援センターへの延べ相談件数については、昭島市内だけでの相談件数なのか。

事務局 昭島市内における延べ相談件数となっている。

福島会長 昭島市の現状について様々なデータが掲載をされているが、国や都と比較した場合、特徴的な結果がでているデータはあるか。

事務局 資料の12、13ページをご覧ください。転入・転出の状況では、転入者数が転出者数を上回っている状況にあります。人口の状況では、国では人口減少の大きな流れがあるが、昭島市では令和7年頃までは、微増ながらも人口が増えるものと見込んでいる。また、14ページ以降の福祉に関する分野では、国と同様の傾向が見られるものと捉えている。

福島会長 昭島市の人口が増えている要因は、どのような理由か。

- 事務局 昭島市内では、東中神駅北口周辺の立川基地跡地区に宅地や商業地などの開発があり、市内各所においてもマンションなどの集合住宅も建設されていることが、人口が増えている要因の1つであると考えている。
- 中島委員 20ページに記載のある「保護率の状況」とは、生活保護に関することか。
- 事務局 この保護率は、生活保護に関する保護率のことで、パーミル（人口1,000人当たりの人数）という単位を用いている。昭島市における生活保護受給者の状況は、東京都市部（26市平均）よりも多い状況にあるが、東京都の平均よりは少ない状況にあることがわかる。
- 山片委員 13ページにある「出生・死亡の状況」では、出生数の状況の減少数について、平成30年以降の減少幅が大きいように感じるが、東京都や国と比較した際に同様の傾向にあるのか。
- 事務局 現時点では、東京都や国の状況が分かる資料を持ちあわせていないが、国や都の傾向と同様の傾向にあるものと考えている。
- 福島会長 21ページの「生活困窮者自立相談支援」に関して、コロナ禍の影響などにより令和2年度に相談件数が大幅に増加していることは分かるが、この際の相談体制や相談対応の質などの面などについて教えていただきたい。
- 事務局 令和2年度において、新型コロナウイルス感染症の社会的な影響などにより、特に非正規雇用の方や時給制による収入形態の方などから、収入が減少したことなどによる相談が急増した。相談機関としては、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関となる「昭島市くらし・しごとサポートセンター」となるが、市の職員とも連携を図る中で、住居確保給付金などの申請手続の際は、迅速に丁寧な対応に努めた。また、相談件数についても令和2年度をピークに3年度、4年度も一定程度の相談は継続している状況となっている。
- 福島会長 その当時に相談された方々は、現在は落ち着いている状況にありますか。また、この影響などにより、うつ症状の発症や引きこもりの方などが増えたというような印象はお持ちですか。
- 事務局 現時点においては、相談件数なども減少傾向が見られますが、生活困窮者に対する国の施策や就労環境の回復などにより、一定程度の方は自立した生活を送れているものと考えている。また、うつ症状の発症等に関しては詳しい状況は把握していないが、生活保護受給者なども急増している状況でもないことから、重ねての説明になるが、一定程度の市民の方は、自立した生活を送られているものと考えている。

（3-3） 計画案（第1章～第2章）について

事務局より資料4（24ページ～30ページ）に基づき説明

- 田口委員 27ページの間32の回答内容の項目について、「地域包括支援・障害者相談支援センターなどの相談機関」とあるが、ここには、間33の回答項目にある「民生委員・児童委員」以外の相談窓口が含まれているのか。

事務局 問32の「地域包括支援・障害者相談支援センターなどの相談機関」については、問33の設問項目からは「地域包括支援センター、障害者相談支援事業所」を対象としている。なお、問33に記載のある「子ども家庭支援センター」などの行政機関については、問32の回答項目にある「市役所の相談窓口」に含まれている。

福島会長 問33の調査結果では、地域包括支援センターの認知度が3割程度でしたが、一般の市民の方々は、この名称では何の相談機関か分からない側面もあると感じている。例えば、高齢者などの名称を付けることで、高齢者に関する相談窓口としての認知度も上がるのではないかと感じている。

山片委員 国においては、地域包括ケアシステムの枠組みを高齢者だけではなく、現在、障害のある方や高齢者以外の方からの相談等にも対応できるような取り組みを進めている。個人的な意見になるが、子どもから障害のある方や高齢者までの誰もが相談することができる総合窓口のような機能が各地域にあるといいのではないかと感じている。

福島会長 地域包括ケアシステムとは、高齢者施策の一環として始まり、高齢者を対象とした相談機関である「地域包括支援センター」を核として、住み慣れた地域で福祉サービスや医療を受けながら自分らしい生活を送ることを理念としている。国では、子ども・子育て家庭、障害のある人や高齢者などに対応する包括的な支援体制の構築が必要であるとのことから、社会福祉法の改正により「属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援」を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」を創設している。

蓮村副会長 先ほど、資料4の9ページに記載のある「関連計画との関係」について、連携に関する意見があったが、計画に限らず、行政が行っている様々な事業や施策等を、どの部署で何を行っているかなどがわかりにくいと感じている。また、障害者施策や子どもに関する施策など、具体的にどのような仕組みになっており、どのような施設があり、どのように連携をしているのかについても分かりにくいと感じている。

事務局 資料4の4ページに「重層的支援体制整備」に関して、国の資料をもとに記載をしている。昭島市では、この事業には取り組めていない状況にあるが、本計画の策定に当たり「重層的支援体制整備事業」に関しても検討を進めていきたいと考えている。

(4) 施策体系の構成案について

事務局より資料5に基づき説明

福島会長 この資料の記載内容は、地域福祉計画に定めていく内容ということか。

事務局 現行の地域福祉計画の内容や計画策定後の新たな取組や視点等も踏まえ、施策の構成案としてまとめている。

福島会長 この構成案には、ひきこもり支援や避難行動要支援者支援など、この審議会で検討していない項目なども含まれているが、今後、審議会において検討していく内容ということでよろしいか。

事務局 資料5については、現行の地域福祉計画の第4章に記載の施策の部分であり、今後の審議会において施策内容の審議を賜りたいと考えている。

新井委員 基本施策（案）の1に「②子どもなどの居場所」という項目があるが、例えば、この項目は子どもに関することなので「子ども・子育て支援事業計画」と、どのようにリンクし、関連性等を持たせていくのか。

また、高齢者や障害のある人に関することについても、どのように個別計画と関連性をもたせていくのか。

事務局 国が定める地域福祉計画のガイドラインでは、高齢者、障害のある人、児童の各福祉分野における共通的な事項を記載する上位的な計画として位置付けており、基本的な各個別の施策については、各個別計画に定めることになると考えている。地域福祉計画には、各福祉分野の内容を総論的に記載することが主なものになると考えている。

また、成年後見制度などの各福祉分野の計画に詳しく記載のない項目などは、地域福祉計画において定めていくものと考えている。

山片委員 この計画において、具体的な施策の内容がわかるようなればいいと考えている。資料5の「住民の地域課題」の項目に記載のあるように「包括的な相談支援体制」を整備することが大切であると考えている。例えば、1つの窓口で、まずは相談を受け付けるなどの機能が地域にあると良いと思う。また、自分からなかなか相談できないような人に対しても、相談できるような仕組みがあるといいと感じている。

福島会長 資料4の10ページを見ると、高齢者の計画や障害者プランとは計画期間の整合が図られているが、高齢者や障害のある人に関する数値的な部分は地域福祉計画においても最新の数値を用いる予定なのか。

事務局 資料4の12ページ以降に昭島市の現状として、様々な分野の基礎的なデータ等の数値を記載しているが、この部分について、各計画に関連のあるものは最新の数値を記載することを考えている。

3 その他

事務局より資料6に基づき、令和5年度における審議会の開催予定等について説明

4 閉会